

鳥取県告示第 411 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
日本プランニング 有限会社 代表取 締役 山田 俊彦	鳥取市千代水 三丁目 75	日本プランニング有 限会社 指定訪問介 護事業所ゆうあい	鳥取市湖山町東二 丁目 159-2	訪問介護	平成 20 年 6 月 1 日